

宮崎市の介護保険料額 第8期→第9期比較表（令和7年度）

第8期（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）				第9期（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）													
所得段階	対象者	計算方法	保険料年額	所得段階	対象者	計算方法	保険料年額										
第1段階 第2段階 第3段階 第4段階 第5段階	本人が市 民税非課 税	生活保護受給者	基準額 ×0.3	22,100円	生活保護受給者	基準額 ×0.285	21,500円										
		市世帯税全 非課税						老齢福祉年金受給者、 “本人の課税年金収入額+合計所得金額”が 80万円以下の人	第1段階 第2段階 第3段階 第4段階 第5段階	本人が市 民税非課 税	老齢福祉年金受給者、 “本人の課税年金収入額+合計所得金額”が 80万9千円以下の人	基準額 ×0.485	36,600円				
		が税世 帯に 課税 の市 民						“本人の課税年金収入額+合計所得金額”が 80万円超120万円以下の人			“本人の課税年金収入額+合計所得金額”が 80万9千円超120万円以下の人			基準額 ×0.685	51,700円		
								“本人の課税年金収入額+合計所得金額”が 120万円を超える人			“本人の課税年金収入額+合計所得金額”が 120万円を超える人					基準額 ×0.85	64,200円
								“本人の課税年金収入額+合計所得金額”が 80万円以下の人			“本人の課税年金収入額+合計所得金額”が 80万9千円以下の人						
“本人の課税年金収入額+合計所得金額”が 80万円を超える人	“本人の課税年金収入額+合計所得金額”が 80万円を超える人	本人が市 民税課税	“本人の課税年金収入額+合計所得金額”が 80万9千円を超える人	基準額	75,600円												
第6段階	本人の合計所得金額が 125万円未満の人		基準額 ×1.2			88,500円	第6段階	本人の合計所得金額が 125万円未満の人	基準額 ×1.2	90,700円							
第7段階	本人の合計所得金額が 125万円以上210万円未満の人		基準額 ×1.35			99,600円	第7段階	本人の合計所得金額が 125万円以上210万円未満の人	基準額 ×1.35	102,000円							
第8段階	本人の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人		基準額 ×1.55			114,300円	第8段階	本人の合計所得金額が 210万円以上320万円未満の人	基準額 ×1.55	117,100円							
第9段階	本人の合計所得金額が 320万円以上400万円未満の人		基準額 ×1.65			121,700円	第9段階	本人の合計所得金額が 320万円以上420万円未満の人	基準額 ×1.7	128,500円							
第10段階	本人の合計所得金額が 400万円以上600万円未満の人	基準額 ×1.95	143,900円	第10段階	本人の合計所得金額が 420万円以上520万円未満の人	基準額 ×1.95	147,400円										
第11段階	本人の合計所得金額が 600万円以上800万円未満の人	基準額 ×2.05	151,200円	第11段階	本人の合計所得金額が 520万円以上620万円未満の人	基準額 ×2.1	158,700円										
第12段階	本人の合計所得金額が 800万円以上の人	基準額 ×2.15	158,600円	第12段階	本人の合計所得金額が 620万円以上720万円未満の人	基準額 ×2.3	173,800円										
				第13段階	本人の合計所得金額が 720万円以上820万円未満の人	基準額 ×2.4	181,400円										
				第14段階	本人の合計所得金額が 820万円以上の人	基準額 ×2.45	185,200円										

課税年金収入額とは

公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

合計所得金額とは

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。第6段階以上は、令和3年度から令和5年度までの期間、合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、特例措置として給与所得及び公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した金額を用いることとされていましたが、特例期間が終了したことに伴い、令和6年度以後は当該控除の適用はありません。

※ 合計所得金額がマイナスの場合は、0円とみなします。

※令和7年4月より、第1段階、第4段階の条件について「本人の課税年金収入額+合計所得金額」が「80万円以下の人」から「80万9千円以下の人」へ変更になりました。